**1 被災報告**
公民館長を通じて役場の災害調査職員に報告してください。

**2 現地確認**
役場職員が被災状況を確認し、補助金の対象となるか判断します。

補助対象外
- 施設の不備
- 維持管理不良
- 耕作放棄地
- その他 事業の条件を満たさないもの

**被災規模**
小 ／ 大 復旧費用 ４０万円以上

## 自力復旧事業
高千穂町農地・農業用施設災害自力復旧事業

**自己負担 50 %**

町が復旧費用の半額を補助し、上限20万円までが交付されます。

申請書類
- ▼指定の様式
  - ・補助金交付申請書
  - ・事業計画書及び収支予算書
- ▼添付資料
  - ・被災写真
  - ・被災箇所の位置図
  - ・復旧費用の根拠（見積明細など）

町 →❸補助金交付→ 申請者 →❶工事発注 / ❷工事費支払→ 業者

## 国庫補助事業
農地・農業用施設災害復旧事業

**自己負担 10 % 以内**

**（ 農地 10%以内　農業用施設 0% ）**

農地は面積に応じて限度額（補助金の上限額）があるため、自己負担が10%以上になることがあります。

国と町が復旧費用を補助します。
施工業者は町で決定します。

事業の流れ
災害復旧申請書の提出
役場職員による測量・設計
災害査定（国の審査）
工事発注

申請者 →❸分担金支払→ 町 →❶工事発注 / ❷工事費支払→ 業者

**Q すぐにでも復旧したいのですが、自分で復旧工事を始めてもよいでしょうか？**

**A 補助金が無効となるおそれがあります。**
**着手前に必ず農地整備課にご相談ください。**

**▼被災箇所が国庫補助事業で申請されている場合**
復旧工事の設計および発注は町が行います。個人で復旧作業をすると補助対象外となる可能性がありますので、土砂除去などの相談は必ず事前に農地整備課にお願いします。

**▼補助事業が申請されていない場合**
国庫補助事業の申請期限は災害発生後概ね30日以内です。町の自力復旧事業の申請期限は原則年度内ですが、令和4・5年に発生した災害は、**本年度まで**受け付けています。



# 農地パトロールについて

高千穂町農業委員会では、「**地域の農地利用の確認**」、「**遊休農地の実態把握と発生防止・解消**」、「**農地の違反転用発生防止・早期発見**」を目的に、町内全域の農地を対象に農地パトロールを実施しています。

この調査は、平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行され、「農地利用の適正化」が農業委員会の必須業務となったため、重要な取り組みとなっております。

**【遊休農地とは】**
①過去1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
②周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

**【いつ誰が行うの】**
**8月から11月**にかけて実施いたします。
緑色の腕章を着用した地区の農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局職員等が農地を見て回り、耕作状況などを見て、遊休農地になっているかどうか調査いたします。

**【遊休農地と確認したら】**
その農地の所有者等へ12月末日までに「利用意向調査書」を送付し、今後どのように利用していくか確認いたします。また、農業振興地域内の遊休農地を対象に固定資産税の課税が強化される場合があります。これは、自ら耕作を再開しない、貸付の意向も表明しないなど、遊休農地を放置している場合に限り、固定資産税の課税が増えることがあります。

**【荒廃農地と確認したら】**
荒廃農地（再生利用が困難と見込まれる農地）と判断された農地は、非農地判断や農地以外の利用の促進を検討します。非農地判断された場合には、農地の所有者等へ通知書を送付し、登記簿の地目を変更登記するよう促します。

**【農地を所有されている方へのお願い】**
調査にあたり、農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
また、農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるだけでなく、有害鳥獣の隠れ場所や火災発生の原因になるなど、近接の農地や周辺住民の生活環境に大きな支障をきたす可能性があります。除草や病害虫駆除等、農地の適正な管理をお願いいたします。
なお、農地の貸付け等を希望される場合は、地区の農業委員や農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までご相談ください。

高千穂町農業委員会事務局
(高千穂町役場農林振興課内)
TEL 73－1208　FAX 73－1228